

市政記者各位

令和 7 年 7 月 18 日

財政局 財産有効活用部 財産管理課

NHK との放送受信契約の一部未契約について

1 概 要

NHK 放送が受信できる機器の設置状況について確認を行った結果、複数の局において未契約の機器が存在していたもの。

2 未契約台数

(単位:台)

	テレビ放送を受 信できるカーナビ	テレビ	テレビ放送を受信できる 携帯電話 (ワンセグ)	合計
未契約台数	72	0	2	74
(参考: 契約台数)	(14)	(2,297)	(2)	(2,313)

※未契約の期間は、最長で平成 24 年度から令和 6 年度までの 13 年間

3 原因

NHK 放送が受信できる機器の設置状況については、毎年度、各局・区が調査・確認し、NHK と受信契約を結んでいるが、一部の局において、テレビ放送が受信できるカーナビや携帯電話も受信契約の対象となることの認識や確認が不十分であったため、未契約だったもの。

4 今後の対応

今後、未契約の機器については、各局において NHK と協議しながら契約・支払の手続きを進める。

5 再発防止策

カーナビや携帯電話を導入・更新する際、テレビ受信が不要な場合は、受信機能を搭載しないことを仕様書に明記することを徹底する。

<参考>

○ 局・区別の未契約台数 (単位:台)

局・区	台数		
		カーナビ	ワンセグ
こども未来局	7	7	
保健医療局	1		1
道路下水道局	4	3	1
港湾空港局	1	1	
消防局	61	61	
合計	74	72	2

【問合せ先】

財政局 財産有効活用部
財産管理課
石井・古賀
TEL092-711-4173